

がいようぼん
概要版

だい き
第7期

ふっさし
福生市

ち い き ふ く し け い か く
地域福祉計画

れいわ ねんど れいわ ねんど
令和8年度 ▶ 令和12年度



れいわ ねん がつ
令和8年3月
ふっさし
福生市

ちいきふくしけいかく 1. 地域福祉計画とは

ちいきふくしけいかく 地域福祉計画とは、こうれいしゃ しょうがい ひと じどう ちいき ぐく すべ ひとびと 高齢者や障害のある人、児童をはじめ、地域で暮らす全ての人々の福祉の向上を目指し、ちいき 地域として取り組むべきことを定めた計画です。

ほんけいかく ちいき かか ぐく なか さまざま かだい ふ めざ ちいき すがた せってい 本計画では、地域が抱える暮らしの中の様々な課題を踏まえ、「目指す地域の姿」を設定し、その実現に向けて達成すべき目標を明確にしています。

さらに、もくひょう たっせい む そしき たいせい ぐく ささ あ し く けいかくてき すず 目標の達成に向けて、組織の体制づくりや支え合いの仕組みづくりを計画的に進めることを目的としています。

ちいきふくし 地域福祉とは

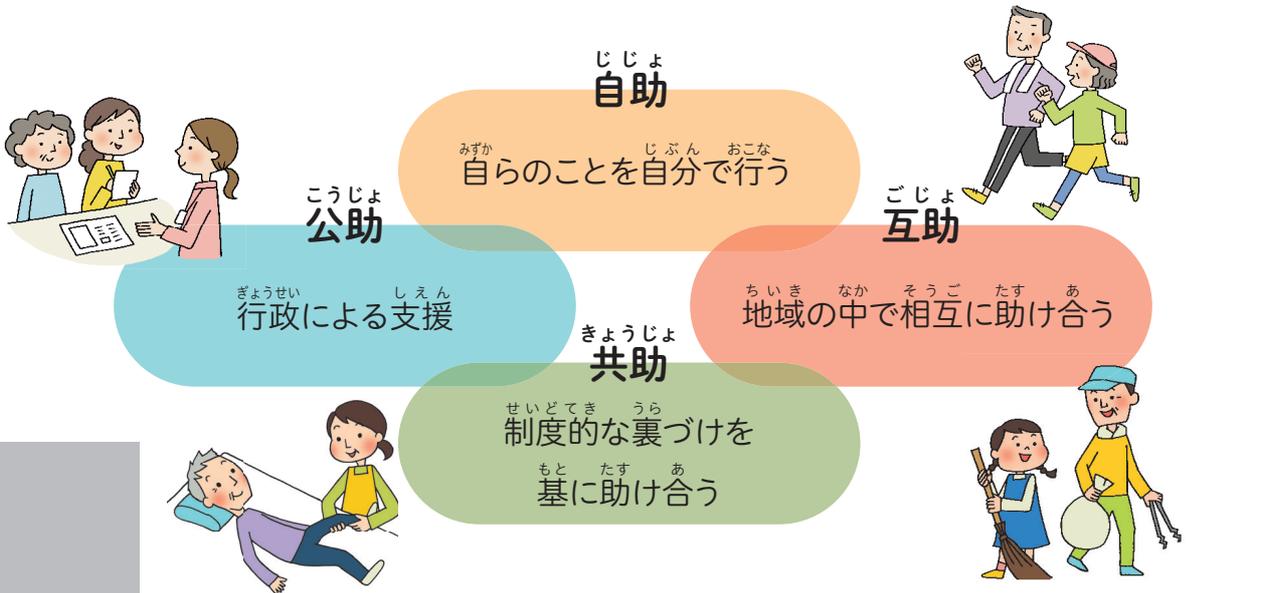
ちいきふくし 地域福祉とは、ねんれい しょうがい う む ちいき ぐく すべ ひと あんしん 年齢や障害などの有無にかかわらず、地域で暮らす全ての人が安心して自分らしく生活できる地域をつくることをいいます。

ちいきじゅうみん ちょうかい じち かい ふくしかんけいしゃ ぎょうせい ちいき かか かたがた 地域住民や町会・自治会、ボランティア、NPO、福祉関係者、行政など、地域に関わる方々が協力し合い、せいかつ 生活上の課題を共有し、かいけつ とく ぐく たいせつ 解決に取り組むことが大切です。

こうしたとくぐみ つう だれ あんしん ぐく ちいききょうせいしゃかい じつげん めざ 取組を通じて、誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指すことが、ちいきふくし 地域福祉の基本的な考え方です。

ちいきふくし 地域福祉における「自助、互助、共助、公助」の関係

だれ ちいき あんしん ぐく みずか じぶん おこな 誰もが地域で安心して暮らすことのできる社会を実現するためには、自らのことを自分で行う「自助」、じゅうみん ちいき だんたい たが ささ あ ごじよ しゃかいほけんせいど 住民や地域の団体などが互いに支え合う「互助」、社会保険制度などの仕組みに基づいて支え合う「共助」、そしてぎょうせい おおやけ しえん 行政による公の支援である「公助」を、こうじよ バランスよく組み合わせ、きょうどう きょうりよく 協力していくことが大切です。



2. 計画の基本理念

福生市では、地域共生社会の実現に向けて地域福祉の更なる推進を図るため、目指すべき地域福祉の姿として、本計画の基本理念を次のとおり定めます。

すべての人が、
 住み慣れた地域の中で
 安心して明るく
 心健やかに暮らせる、
 人と人とのつながり・
 支え合いのあるまちづくり



基本理念の実現のために

1 地域共生社会

「支援する人」と「支援される人」といった関係を超えて、地域の多様な人や団体が、それぞれの役割を持ち、協力しながら、全ての人の暮らしや生きがいをともに創っていく社会を「地域共生社会」といいます。その実現のためには、地域に関わる方々が協力しながら課題を抱える方々に寄り添った支援をしていくための、総合的な支援の体制を整備することが重要です。

2 バリアフリーとユニバーサルデザイン

「バリアフリー」とは、障害のある人や高齢者など、支援が必要な人にとって生活の妨げ(バリア)となる物理的な環境、制度や慣習、人の意識などの障壁を取り除く考え方をいいます。「ユニバーサルデザイン」とは、障害の有無、年齢、国籍、性別などにかかわらず、誰でも分かりやすく、気持ちよく利用・生活ができるよう、はじめからバリアのない仕組みや環境をデザインする考え方です。

3 合理的配慮

障害のある人から「社会の中にあるバリアを取り除いてほしい」との要望があった場合に、場面や状況に応じてバリアを取り除くための対策をすることを「合理的配慮」といいます。対応が難しい場合でも、その理由を丁寧に説明し、理解を得た上で、別の方法を検討する姿勢が求められます。

3. 計画の体系と取組

市民 ができること



基本理念 /

施策の方向性 /

すべての人が、住み慣れた地域の中で安心して明るく心健やかに暮らせる、人と人とのつながり・支え合いのあるまちづくり

<p>基本目標</p> <h2>1</h2> <p>地域の支え合い・担い手づくり</p>	<p>① 地域に目を向け参加・参画する人の増加</p> <p>② NPO・ボランティア活動等の支援</p> <p>③ 地域の活動基盤の充実</p> <p>④ 人権尊重と心のバリアフリーの推進 (福生市バリアフリー推進計画)</p>
<p>基本目標</p> <h2>2</h2> <p>安心して住み続けられる地域づくり</p>	<p>① 権利を守るための支援 【福生市成年後見制度利用促進基本計画】</p> <p>② 犯罪や非行から立ち直るための支援 【福生市再犯防止推進計画】</p> <p>③ 安全安心な地域づくりの推進 (福生市バリアフリー推進計画)</p>
<p>基本目標</p> <h2>3</h2> <p>適切な支援につなげる体制づくり</p>	<p>① 総合的な相談支援体制の充実</p> <p>② 情報提供体制の充実 (福生市バリアフリー推進計画)</p> <p>③ 地域福祉の推進体制の強化</p>

- 地域の講座や行事に積極的に参加しましょう
- ボランティア等の市民活動に関心を持ちましょう
- 身近な地域の人と、自分から関わりを持ちましょう
- 困っている人を見かけたら、積極的に解決のお手伝いをしましょう

- 成年後見制度について理解を深め、将来に備えましょう
- 再犯を防ぎ、犯罪や非行のない地域づくりのための活動への理解を深めましょう
- 災害時の避難所やハザードマップを確認し、日頃から防災意識を高めましょう

- 各種相談窓口を知り、有効活用しましょう
- 福祉の各種制度に関心を持ちましょう
- 地域共生社会について考えましょう

福生市重層的支援体制整備事業実施計画

▶▶ 6・7 ページに掲載

ちいき 地域

にできること



1 ちいきじゅうみん たい 地域住民に対し、呼びかけ、ちいきかつどう 地域活動への参加を促す

2 ボランティア団体やNPOなどの各種団体 だんたい かん じょうほうこうかん れんけい きょうか 間での情報交換、連携の強化をする

3 あいさつうんどう サロン活動など、住民や地域間 かつどう じゅうみん ちいきかん のつながりを深める交流活動を積極的に進行 ぶんか こうりゅうかつどう せっきよくてき おこな

4 こうれいしゃ しょうがい 高齢者や障害のある人等、ちいさな 地域の様々な ひとどうし こうりゅう 機会を確保する

1 にんちしょうこうれいしゃ 認知症高齢者など、はんだんのうりよく ていか ともな 判断能力の低下に伴い しょうかい あか 支援が必要となる人を早期に発見し、 しえん ひつよう ひと そうき はっけん 相談先へつなぐ

2 「しゃかいをあか 社会を明るくする運動」などを通じて、つう はんざい 犯罪 や非行のないちいき 地域づくりへの理解を促す ひこう ちいき りかい うなが

3 さいがいじ あんびかくにん ひなんゆうどう えんかつ 災害時に安否確認や避難誘導を円滑に おこな ちいさ 支援の体制を 行うために、ちいさ 地域における せいび 整備する

1 みぢか そうだんまどぐち 身近な相談窓口などの情報を教え合う じょうほう おし あ

2 ちいきかつどう ないよう せっきよくてき 地域活動の内容を積極的に情報発信する じょうほうはっしん

3 ちいきかつどうだんたいどうし きょうりよく 地域活動団体同士で協力する

ぎょうせい 行政

とくくむこと



1 ちいきふくし たい 地域福祉に対するかんしん 地域福祉に対する関心を高めるための 講座や学習会等の開催 こうざ がくしゅうかいどう かいさい

2 ちいきかつどうだんたいおよ 市民活動団体の交流・ しみんかつどうだんたい こうりゅう れんけい そくしん 連携の促進

3 けんこう 健康づくり活動等、おおくのしみん 多くの市民がかんしん 健康づくり活動等、多くの市民が関心を持 てるテーマによるちいさ 地域間の交流促進

4 せいべつ ねんれい こくせき 性別や年齢、国籍、しょうがい 障害の有無等を問わ ず互いを尊重するじんけんいしき 人権意識の育成

1 せいねんこうけんせいど 成年後見制度に関するこうほうおよ 啓発 広報及び啓発

2 ほごしとう 保護司等、みんかんきょうりよくしゃ 民間協力者の活動の促進、 かつどう そくしん 広報・啓発活動の推進 こうほう けいはつかつどう すいしん

3 はいりよ 配慮を要する人へのぼうはん 防犯・防災体制の せいび 整備/道路や公共施設等におけるバリア しょうせつ どうろ こうきょうしせつとう フリー化の推進

1 ふくぎづつか 複雑化・ふくごうか 複合化した生活課題にたいおう 対応する ためのれんけい 連携・協力体制の強化

2 ふくし 福祉サービスの適切な利用に向けた情報 たいせつ りよう む 発信の充実

3 ふくし 福祉サービス向上のための てんけんひょうか 点検評価の実施

4. 重層的支援体制整備事業について

ふっさしじゅうそうてきしえんたいせい
福生市重層的支援体制
せいびじぎょうじっしけいかく
整備事業実施計画

重層的支援体制の整備とは

重層的支援体制整備事業とは、地域住民の多様で複雑化・複合化した生活課題に対応するために、市町村が整備する総合的な支援の仕組みです。

2021年(令和3年)4月施行の改正社会福祉法に基づき作られた仕組みで、「相談支援」「参加支援」「地域づくり支援」を一体的に行います。

行政だけでなく、地域住民や社会福祉法人、NPO、ボランティアなど、多様な人や団体が協力しながら地域を支えることを目指し、誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現につなげていきます。

重層的支援体制整備事業の進め方(基本方針)

制度の狭間で孤立し、相談先が分からない、あるいは支援の必要性を自覚できずに、課題を抱えたまま状況が悪化してしまうのを防ぐことが、この事業の目的です。

この目的の達成のために、アウトリーチ活動をはじめとした多様な手段により、支援関係機関が把握した困りごとを共有し、各支援関係機関が連携して相談を受け止める体制を整備します。

また、課題の解決にとどまらず、支援が困難な場合や、課題が解決した後も、本人と支援者がつながり続けられるよう、寄り添った支援を継続して行うことを目指します。

重層的支援体制整備事業との関わりと効果

地域住民

分野をまたぐような生活課題を抱える場合であっても、適切な支援関係機関や制度につながることで、できるようになります。また、地域住民にとって表面化していない生活課題にも支援が届くことによって、安心してよりよい生活を送れることが期待されます。

支援関係者 / 専門職 / 支援関係機関

支援関係者や専門職、支援関係機関などが、地域住民が抱える生活課題の全てを1か所で抱え込む必要がなくなり、各分野の負担が軽減されることは社会全体での負担の抑制につながり、最終的に、生活課題を抱える地域全体のメリットにつながることで期待されます。

行政

参加支援やアウトリーチを通じてできるだけ早く人とのつながりをつくり、生活課題に向き合うことができれば、仮に生活課題は解決に至らなくても、状況の悪化・深刻化を抑えることができます。悪化・深刻化したケースを減らしていくことは社会全体での負担の抑制につながり、地域全体や行政にとって大きなメリットとなります。

じゅうそうてきしえんたいせいせいびむ とりくみ 重層的支援体制整備に向けた取組



1

ほうかつてきそうだんしえんたいせい こうちく 包括的相談支援体制の構築

(1) ほうかつてきそうだんしえんたいせい きょうか 包括的相談支援体制の強化

かくしえんかんけいきかん ぶんや こ れんけい じょうほう きょうゆう しえん たいせい きょうか
各支援関係機関が分野を超えて連携し、情報の共有やともに支援する体制を強化することで、ど
しえんかんけいきかん そうだん き てきせつ しえん
の支援関係機関にどんな相談が来ても、適切な支援につなげることができるよう、その仕組みづく
りに努めます。

(2) ふくしそうごうそうだんまどぐち せっち 福祉総合相談窓口の設置

どこに相談すればよいか分からない困りごとを受け止めるための「福祉総合相談窓口」を設置しま
す。また、相談を受けた後は、相談内容に応じて適切な支援関係機関につなぎます。

2

ちいきふくし コーディネーターの配置と活用

(1) ちいきふくし コーディネーターの配置と活用

「地域福祉コーディネーター」を配置し、複数の支援関係機関につなぐ必要性がある場合や、どの
支援関係機関につないだらよいか分からない場合などに、つなぎ先の整理や役割分担を行います。

3

ほうかつか じゅうそうか ばんそうしえん 包括化・重層化による伴走支援

(1) たきかんきょうどう ほうかつてきそうだんしえんたいせい こうちく 多機関協働による包括的相談支援体制の構築

支援関係機関との情報共有や支援の対象となる人に対する支援の方向性の協議を行うために、
ふくししえんかいぎ およ じゅうそうてきしえんかいぎ せっち かいぎ つう さまざま しえんかんけいきかん
「福祉支援会議」及び「重層的支援会議」を設置します。これらの会議を通じて、様々な支援関係機
がともに協力して支援を行えるよう努め、継続的に寄り添った支援を行う仕組みづくりを目指します。

(2) とう つう けいぞくてきしえん じっし アウトリーチ等を通じた継続的支援の実施

解決が困難な問題を抱えながらも必要な支援が届いていない人に対し支援を届けます。その上で、本人
との信頼関係やつながりを大切にしながら、課題の解決に向けて寄り添った支援を継続して行います。

4

ふくしぶんや こ さんかしえん ちいき 福祉分野を超えた参加支援・地域づくり

(1) さんかしえん じっし 参加支援の実施

支援の対象となる人や世帯が必要とする支援内容に応じて、適切な支援策の調整を進めます。また、
ほんにん しやかい も しやかいざんか ささ しえんざく かいほつ かくだい ほか
本人が社会とのつながりを持てるよう、社会参加を支えるための支援策の開発や拡大を図ります。さ
らに、本人が多様な形で地域の活動や団体などと関わりを持てるよう、地域への働きかけを行います。

(2) ちいき づくりにむけた しえん じっし 地域づくりに向けた支援の実施

かいご しょうがい こそだ せいかつこんきゅう ぶんや しえん いったいてき じっし
介護、障害、子育て、生活困窮などの分野ごとの支援を一体的に実施し、
ちいきじゅうみんぜんたい たいしやう せだい ぞくせい こ こうりゆう ば いぼしよ せいび おこな
地域住民全体を対象として世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うな
ど、地域における多様な活動が生まれやすい環境の整備を進めます。

5. ほうがん けいかく 包含する計画について

ちいきふくしけいかく、ふくしぶんや、じょういけいかく
地域福祉計画は、福祉分野の上位計画です。

ほんけいかく、つぎ、けいかく、ふく、さくてい、ちいききょうせいしゃかい、じつげん、む、いったいてき、ちいき
本計画は、次の計画を含めて策定しており、地域共生社会の実現に向けて一体的に地域
ふくし、すいしん
福祉を推進します。

ふっさし、じゅうそうてきしえんたいせいせいびじぎょうじっしけいかく 福生市重層的支援体制整備事業実施計画

しみん、かか、ふくざつか、ふくごうか、せいかつかだい、たいおう、かんけいきかん、きょうりよく
市民が抱える複雑化・複合化した生活課題に対応するため、関係機関が協力して
しえん、おこな、たいせい、さだ、けいかく
支援を行うための体制づくりをするために定める計画です。

ふっさし、せいねんこうけんせいどりようそくしんきほんけいかく 福生市成年後見制度利用促進基本計画

はんだんのうりよく、ふじゅうぶん、ひと、けんり、まも、もくてき、せいねんこうけんせいど、りよう、そくしん、かん
判断能力が不十分な人の権利を守ることを目的に、成年後見制度の利用の促進に関
とりくみ、けいかくてき、すす、けいかく
する取組を計画的に進めるための計画です。

ふっさし、さいはんぼうしすいしんけいかく 福生市再犯防止推進計画

はんざい、ひととう、しゃかい、こりつ、しみん、りかい、きょうりよく、え、えんかつ、しゃかい
犯罪をした人等が、社会で孤立することなく、市民の理解と協力を得て、円滑に社会
ふつき、めざ、さいはんぼうし、かん、とりくみ、そうごうてき、けいかくてき、すす
に復帰できるようにすることを目指し、再犯防止に関する取組を総合的かつ計画的に進
めめるための計画です。

ふっさし、すいしんけいかく 福生市バリアフリー推進計画

せいべつ、ねんれい、ぞくせい、こくせき、しょうがい、う、むとう、すべ、ひと、こせい、じんけん
性別や年齢、属性、国籍、障害の有無等にかかわらず、全ての人の個性や人権が
そんちょう、じゅう、さんかく、ちいきしゃかい、じつげん、めざ、けいかく
尊重され、自由に参画できる地域社会の実現を目指すための計画です。

だい、き、ふっさし、ちいきふくしけいかく 第7期福生市地域福祉計画 〈概要版〉

れいわ、ねん、がつはっこう
令和8年3月発行

はっこう、とうきょうとふっさし
発行：東京都福生市

へんしゅう、ふっさし、ふくしほけんぶしゃかいふくしか
編集：福生市福祉保健部社会福祉課

〒197-8501、とうきょうとふっさしほんちょう、ばんち
東京都福生市本町5番地

TEL：042-551-1522（直通）
ちよくつう

